

医 政 第 4 5 4 号

令和 4 年 9 月 2 1 日

各地域医療構想調整会議 議長 殿

茨城県保健医療部医療局医療政策課長

**地域医療構想の推進に係る具体的対応方針の検討について（依頼）**

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から多大なるご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

地域医療構想につきましては、2025年（令和7年）を見据え、少子高齢化に伴う医療ニーズの変化や医療資源の不足などに適切に対応し、患者の病態に合った良質な医療を切れ目なく提供することができる体制を構築するため、各地域医療構想調整会議（以下「調整会議」とする。）において、各医療機関の役割や医療機能ごとの病床数などについて、継続的に協議を行っていただいているところでございます。

また、令和4年1月12日付け医療政策課長通知「地域医療構想の推進について（依頼）」（以下「前回通知」とする。）において、県では、2023年度に第8次医療計画の策定作業が本格化することを見据え、対応方針の検討等を2022年度末に完了することを目指すこととし、各調整会議に対し、当面の作業として、3つの再検討及び協議等を実施の上、結果について医療政策課までご報告いただくよう依頼させていただいたところです。

その依頼結果につきましては、先月開催されました「県地域医療構想調整会議（県医療審議会と合同開催）」（以下「県調整会議」とする。）において、各調整会議の検討状況等として報告を行ったところですが、その際の委員からのご意見なども踏まえ、引き続き具体的対応方針の作成に向けた検討・協議が必要であるものと認識しております。

つきましては、各調整会議において、引き続き検討・協議いただきたい事項や、新たに取り組んでいただきたい事項及び今後のスケジュール等につきまして、下記のとおりまとめましたので、各調整会議におかれましては、これまでの取組等に加え、こちらの内容にもご留意の上、全ての医療機関における「具体的対応方針」の策定に向けて、協議等を進めていただきますようお願い申し上げます。

## 記

## 1 引き続き各調整会議において協議・検討をしていただく事項について

## (1) 病床機能報告に定量的基準を適用した結果を踏まえた「病床機能」の再検討

## ① 病床機能の見直し理由等の再確認について

- ・ 前回通知で依頼した病床機能の再検討の結果、現状（病床機能報告結果）と2025年の必要病床数との乖離は一定程度縮小しましたが、病床機能の分化・連携等による効率的かつ持続可能な医療提供体制の確保に向けた協議等をさらに効果的に進めていくためには、引き続き、適切な現状把握と情報共有に努める必要があります。

- 特に、先月の県調整会議にて、再検討後の病床機能とその実態との相違（例：定量的基準を適用した高度急性期への見直し等）について、委員から指摘があったことを踏まえ、再検討により病床機能を見直した理由を改めてご確認いただくとともに、定量的基準の結果を適用するにあたり問題はないか、あるいは、見直し後の病床機能が地域で過剰となっている病床機能となっていないか等を再度ご確認いただき、その結果を別添「様式Ⅰ」に整理していただくようお願いいたします。  
（その際、各構想区域内や他区域における類似事例との比較などを行うことにより、できるだけ客観的かつ統一的な結果となるよう整理をお願いいたします。）

② 「軽症急性期」の要件具体化に伴う病床機能の見直しについて

- 前回通知において、【表1】に相当するような病棟を「軽症急性期」として設定し、これに該当する場合には、病床機能区分を「回復期」として分類することといたしましたが、さらに積極的に「軽症急性期」への見直しをご検討いただくため、新たに【表2】のとおり具体的な要件を定めることとしたところです。
- 当該要件により、再検討後に急性期であった病棟に対して、「軽症急性期」に分類し直した結果について、それらが実態に合致するか、将来的に見直しの見込みがあるか等を含めて、改めて各調整会議でもご確認をいただき、別添「様式Ⅰ」に整理をお願いいたします。

【表1】

ポストアキュート	急性期を経過した後も引き続き入院治療を要する状態
サブアキュート	在宅や介護施設等において急性増悪したが比較的軽症と言える状態

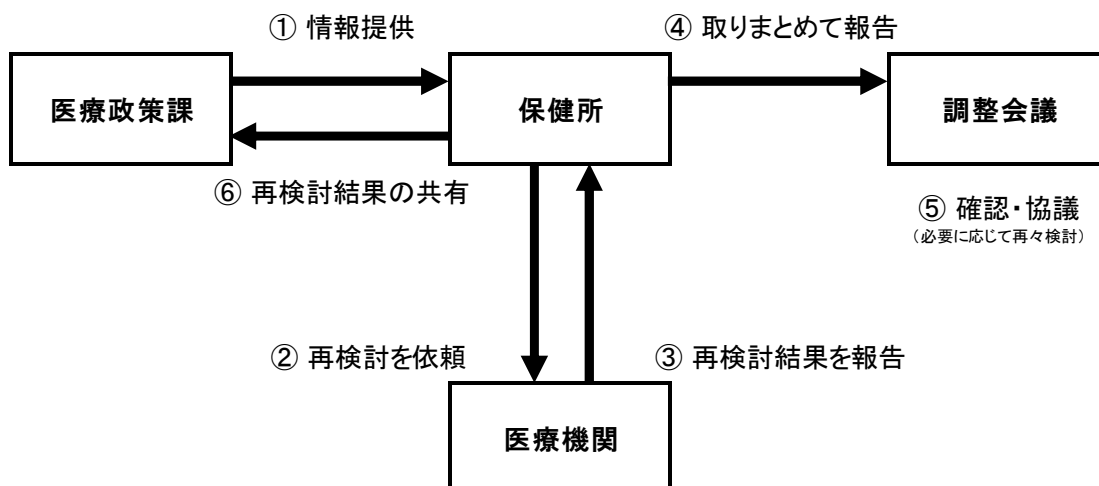
【表2】

病床機能	病床機能報告上の「平均在棟日数」
急性期	21 日以下
軽症急性期(回復期)	22 日以上

(参考) 再検討のイメージ

※ 必ずこの通り進めることを求めるものではありません。

※ 1（2）以降の依頼内容についても同様。



## (2) 過去1年間に病床が全て稼働していない病棟の今後の運用計画に関する確認

### ① 該当医療機関の再確認及び調整会議における説明聴取の実施について

- ・ 前回通知において、過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟（以下「非稼働病棟」とする。）を有する医療機関について、平成30年2月7日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」（別添資料3参照）に基づき、該当医療機関の把握、非稼働の理由及び今後の運用計画等に関する確認をお願いしたところです。
- ・ これについて、各調整会議からの報告結果を受けて、追加で該当医療機関となる可能性のある事例や、該当ありとして報告のあった医療機関について、調整会議での理由の再確認や、今後の運用計画等に関する再検討が必要な事例があったことから、上記厚労省通知の趣旨に従い、各調整会議での再確認をお願いするものです。
- ・ なお、具体的な手続の流れについては、以下のとおりです。

i) 別添「様式Ⅱ」中の医療機関及びその病棟について、「非稼働病棟」に該当するかを改めて確認。（また、必要に応じて情報を追記・更新願います。）

ii) 非稼働病棟を有する医療機関を把握した後、当該医療機関に対して、調整会議への出席及び以下の点に関する詳細の説明を求める。

- 病棟を稼働していない理由
- 当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について 等

※上記の確認に際して、特に、急性期など地域で過剰となっている病床機能での再稼働の意向等がある場合には、当該医療機関が地域において担うべき役割等を明確にした上で、構想区域全体の必要病床数との整合性も含めて、その必要性を詳しく説明いただく必要があります。

iii) 上記iiの説明結果と、前述(1)の病床機能の再検討結果を踏まえ、当該医療機関が地域において担うべき役割及び病棟維持の必要性等について、調整会議における協議を行い、その結果を具体的対応方針(の一部)として整理します。

→ なお、地域において担うべき役割を踏まえた病棟維持の必要性について十分に整理できない場合は、病床機能の転換や病床削減等も含めて再検討いただくこととなります。

### ② 各種補助金等の制度を活用した回復期等への転換及び病床削減等の再検討について

- ・ 上記①の確認等の結果、非稼働病棟の病床削減や機能転換等の検討を行う場合は、以下の事業や補助金等の活用についてもご検討いただくことにより、該当医療機関のメリット等にも十分な配慮をお願いいたします。
- 茨城県病床機能転換等促進事業（概要は別添資料4を参照のこと）
- 病床機能再編支援補助金（同 上）

【依頼1(1)・(2)に関する報告期限：令和4年10月26日(水)】

### (3) 各医療機関の役割を踏まえた「具体的対応方針」の決定

#### ① 各構想区域における「拠点化・集約化」に向けた議論の促進について

- ・ 前回通知において、各医療機関の具体的対応方針の策定に向けた足がかりとして、主にかん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病及び救急医療等に関する医療機能の拠点化・集約化に向けて、現状確認と今後の方向性についての協議をお願いしたところです。
- ・ 今後は、引き続き全ての構想区域において協議を継続していただくとともに、その対象を、保健医療計画の重要項目である5疾病・5事業及び在宅医療にも拡大し、「現在の対応状況」と、それに対応する「2025年に想定される対応状況」としての目標・ビジョンを設定いただき、そこに至るために取るべき方向性について、別添「様式Ⅲ」に整理していただくようお願いいたします。

※なお、目標・ビジョンについては、これまでの調整会議において一定の方向性が示されている場合にはその内容を、協議継続中である場合においては、平成28年12月策定の「茨城県地域医療構想」に記載のある構想区域ごとの推進方針等の内容を踏まえて設定いただくことを想定しております。

#### ② 中小規模の病院や有床診療所も含めた「機能分化・連携」に向けた協議について

- ・ 地域医療構想における具体的対応方針は、全ての医療機関において策定すべきものであることから、上記①における「拠点化・集約化」の対象医療機関のほか、中小規模の病院や有床診療所も含めた地域における役割分担と、医療機関同士の連携体制の構築についても、併せて整理が必要となります。
- ・ つきましては、別添「様式Ⅲ」について、上記①の対象となる医療機関以外の全ての医療機関(※病床機能報告の対象医療機関に限る)についても、現在の対応状況、2025年に想定される対応状況及びそこに至るために取るべき方向性について整理いただくようお願いいたします。

**【依頼1(3)に関する報告期限：令和4年11月25日(金)】**

## 2 具体的対応方針作成に向けた各調整会議への追加的依頼事項について

### (1) 「公的医療機関等2025プラン」等の見直しについて

#### ① 公立病院について

- ・ 公立病院については、令和4年3月24日付け厚生労働省医政局長通知(別添資料2参照)において、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議することとされております。
- ・ 今年度につきましては、公的・民間医療機関と共通の様式である別添「様式Ⅳ」により、地域において担うべき役割や、今後の病床機能及び病床数等を具体的対応方針の骨子として整理いただき、これを調整会議において共有することで、他の医療機関との役割分担や連携体制など、構想区域全体における医療提供体制に関しても協議を行っていただく予定です。

## ② 公的医療機関等（公立病院を除く）について

- 平成 29 年 8 月に厚生労働省医政局長から出された通知（別添資料 5 参照）により、公立・公的医療機関等は、他の医療機関に率先して、地域において今後担うべき役割等の将来の方向性を示し、地域で共有することが重要であるとの方針が示されるとともに、調整会議における具体的な議論の促進に資するよう「公的医療機関等 2025 プラン」を策定の上、2025 年に向けた具体的対応方針を協議することとされております。本県におきましては、策定対象となる全ての医療機関のプランについて、令和元年度までに調整会議の協議・合意が完了済みとなっております。
- また、当該通知では、「策定したプランについては、地域医療構想調整会議における協議の方向性との齟齬が生じた場合には見直しを行うなど、地域の他の医療機関との役割分担や連携体制も含め、構想区域全体における医療提供体制との整合性を図」るよう記載があることから、今後の具体的対応方針の策定にあたって、まずはプランの再確認及び見直しの要否の検討をすべきものと認識しております。
- 今年度につきましては、①と同様に、別添「様式Ⅳ」により、地域において担うべき役割や今後の病床機能等を具体的対応方針の骨子として整理いただき、これを調整会議において共有することで、構想区域全体における医療提供体制等についても協議を行っていただく予定です。

（参考）「公的医療機関等 2025 プラン」の策定対象について

- 公的医療機関（日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会等が開設する医療機関）（「新公立病院改革ガイドライン」の策定対象となる公立病院を除く）
- 共済組合、健康保険組合等が開設する医療機関
- その他の独立行政法人（国立病院機構、労働者健康安全機構）が開設する医療機関
- 地域医療支援病院
- 特定機能病院

## （2）上記（1）を除く民間の医療機関について

- 別添資料 2 において、「2022 年度及び 2023 年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う」こととされておりますことから、民間の医療機関についても、（1）の公立病院や公的医療機関等に準じて、医療機関ごとに具体的対応方針を作成いただくこととなります。
- 具体的には、公的医療機関等と共通の様式である別添「様式Ⅳ」により、地域において担うべき役割や今後の病床機能等を具体的対応方針の骨子として整理いただき、これを調整会議において共有することで、構想区域全体における医療提供体制等についても協議を行っていただく予定です。

【依頼 2（1）、（2）に関する報告期限：令和 4 年 11 月 25 日（金）】

### 3 今後のスケジュールについて

前回通知のとおり、県では、国の要請を踏まえ、**民間医療機関も含めた全ての医療機関の具体的対応方針に関する検討を、2022 年度末を目途に完了**することとしており、  
今後は、別添資料 7「地域医療構想 推進スケジュール」及び以下に記載のとおり地域医療構想を推進していきたいと考えておりますので、各調整会議におかれましても、年度内のとりまとめに向けて、今後の協議等を進めていただきますようお願いいたします。

#### 【令和 4 年(2022 年)度のスケジュール (予定)】

10 月 26 日(水)	<u>依頼内容 1 (1)、(2) (※様式 I、II 関係)</u> に関する報告期限
10 月 28 日(金)	<u>(国) 9 月末時点における検討状況に関する報告期限 (9/12 依頼)</u>
11 月 25 日(金)	<u>依頼内容 1 (3)及び 2 (1)、(2) (※様式 III、IV 関係)</u> に関する報告期限
11~12 月予定	第 2 回医療審議会 (県地域医療構想調整会議合同) → 依頼 1 及び 2 に関する進捗報告及び委員への意見聴取
12 月中~下旬	県調整会議での意見を踏まえた各調整会議での検討・協議等を依頼
1 月下旬	上記検討・協議等に関する報告期限 (予定)
1~2 月	方針とりまとめ及び各調整会議 (事務局) への説明聴取等
2~3 月予定	第 3 回医療審議会 (県地域医療構想調整会議合同) → 民間を含む <u>全ての医療機関の具体的対応方針 (骨子) 案の報告</u>
2~3 月頃	<u>(国) 3 月末時点における検討状況に係る報告依頼 (未定)</u> → 年度末又は年度初めを期限として回答依頼があるものと想定

#### ( 別添資料 )

- 資料 1 令和 4 年 1 月 12 日医療政策課長通知 地域医療構想の推進について (依頼)
- 資料 2 令和 4 年 3 月 24 日厚生労働省医政局長通知 地域医療構想の進め方について
- 資料 3 平成 30 年 2 月 5 日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知 地域医療構想の進め方について
- 資料 4 地域医療構想の実現に係る補助制度について
- 資料 5 平成 29 年 8 月 4 日厚生労働省医政局長通知 地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等 2025 プラン」について
- 資料 6 令和 4 年 8 月 5 日開催 医療審議会 (県地域医療構想調整会議合同) 資料
- 資料 7 地域医療構想 推進スケジュール (案) (令和 4 年 9 月更新)

【様式 I】病床機能報告における「病床機能」の再検討について

【様式 II】「非稼働病棟」における今後の運用計画等について

【様式 III】医療機能の「拠点化・集約化」及び「機能分化・連携強化」に向けた今後の方向性について

【様式 IV】各医療機関における具体的対応方針の検討について

#### 【 担当者 】

保健医療部 医療局 医療政策課 医療計画 G 笹口・吉村・瀧川  
電 話 : 0 2 9 - 3 0 1 - 3 1 2 4 (直通)  
E-mail : iryo4@pref.ibaraki.lg.jp